



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フランス法における詐欺行為取消権の行使と倒産手続（１）
Author(s)	張, 子弦
Citation	北大法学論集, 70(6), 31-53
Issue Date	2020-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/77178
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_70_6_02_Zhang.pdf



フランス法における詐欺行為取消権の 行使と倒産手続（１）

張 子 弦

目 次

はじめに

一 フランスの詐欺行為取消権と倒産手続の概観

1. 民法上の詐欺行為取消権

2. フランス倒産手続とその機関

小括

二 倒産手続における債権者による行使

1. 裁判例

2. 学説

小括

（以上、本号）

三 倒産手続の機関による行使

1. 裁判例

2. 学説

小括

四 詐欺行為取消権の個別行使と包括的行使の関係

1. 現行法の状況

2. 学説の到達点

小括

おわりに

はじめに

日本の詐害行為取消権は、2016年債務法改正前フランス民法典1167条のパウルス訴権〔action paulienne〕¹（現行フランス民法典1341-2条²）に由来する。しかし、日仏法は様々な改正を経験し、それぞれ異なる道を歩んできた。

まず、従前より日本民法における詐害行為取消権は、その認容判決の効果がすべての債権者に生じるものとされてきた（民法425条³）。つまり、詐害行為取消訴権は、原則として総債権者の利益を図るための制度として位置づけられてきた。実際に、日本では、詐害行為取消訴訟は包括的債務処理制度（例えば、私的整理手続における適用）として活用されている⁴。このような詐害行為取消権の性質を前提として、債務者の倒産手続開始により詐害行為取消訴訟は中断し（破産法45条1項）⁵、破産管財人

¹ フランス法における action paulienne は、「廃罷訴権」または「ポリエンヌ訴権」とも称され、日本における債権者の詐害行為取消権に相当するものである。フランス法における action paulienne は、ローマ法におけるパウリアナ訴権〔actio pauliana〕を継受したものであり、ローマ共和政末期の法務官パウルス〔Paulus〕が提案した刑事懲罰の性格を有する制度であったため、パウルス訴権とも呼ばれている。ローマ法において、actio pauliana は、もともと商人の民事破産手続における制度として登場した。Corinne Pizzio-Delaporte, *L'action paulienne dans les procédures collectives*, *RTD com.* 1995, n°3, p. 716. 本稿では、議論の便宜上、action paulienne について、主に「フランスの詐害行為取消権」または「詐害行為取消訴訟」と称する。

² 2016年2月10日のオルドナンス131号による債務法改正によって、パウルス訴権の条文は、現行フランス民法典1341-2条に定められている。

³ 民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）により、詐害行為取消訴訟の確定判決の効力は全ての債権者だけでなく債務者にも及ぶと改正された（改正民法425条）。本稿では、法律の名称を特に説明していないのは改正前日本民法の条文であり、改正がなされた部分については改正法として表記する。

⁴ 森田修『債権回収法講義（第2版）』（有斐閣・2011）54頁。小林秀之『破産から新民法がみえる』（日本評論社・2018）208頁以下。瀬川信久「詐害行為取消権—日本法の比較法的位置と改正案の現実的意義—」別冊 NBL147号（2014）「債権法改正の論点とこれからの検討課題」93頁。

⁵ 民事再生法40条の2、会社更生法52条の2も、破産法と同様、係属中の詐害行

がその中断した訴訟手続を受け継ぐことができるとされている（破産法45条2項）。倒産手続開始決定がなされた後、個別債権者による新たな詐害行為取消権の行使が認められるかどうかという問題については、明文規定が設けられていないが、裁判例において、これを否定する傾向がある⁶。

これに対して、現代フランス民法の判例・通説におけるパウルス訴権⁷は、総債権者の利益のための訴権〔action〕⁸ではなく、個別債権者のための債権回収手段の一つとされている⁹。なぜなら、パウルス訴権（詐害行為取消権）の行使によって、債務者と受益者との間になされた詐害行為は取消債権者に対抗できないという個別効果（「対抗不能〔inopposabilité〕」）のみが生じるからである。もっとも、フランス法におけるこのような個別債権者のための訴権という詐害行為取消権の位置づけは、倒産法の場合においては必ずしも貫徹されていない。日本法とは異なり、フランスでは、倒産手続の開始により詐害行為取消訴訟は中断・受継されず、倒産手続進行中でも債権者による詐害行為取消権の行

為取消訴訟の中断を定めている。本稿では、破産法を代表例として説明する。

⁶ 大判昭和4年10月23日民集8巻787頁。東京地判平成19年3月26日判時1967号105頁。

⁷ フランスのパウルス訴権に関して、日本では、数多くの先行研究によって網羅的に紹介されている。代表的なものとしては、松坂佐一『債権者取消権の研究』（有斐閣・1962）81頁以下、船越隆司「詐害行為取消権の効力の相対性」別冊ジュリ25号フランス判例百選（1969）142頁以下、片山直也「フランスにおける詐害行為取消権の法的性質論の展開——20世紀前半における『対抗不能』概念の生成を中心に」慶応義塾大学大学院論文集26号（1987）3頁以下、佐藤岩昭『詐害行為取消権の理論』（有斐閣・2001）、片山直也『詐害行為の基礎理論』（慶応義塾大学出版会・2011）、中西俊二『詐害行為取消権の法理』（信山社・2011）など、がある。

⁸ フランス法において、訴訟当事者の訴訟追行の権利は、「action」という言葉を用いて表現されている。ローマ法における「アクチオ〔actio〕」に相当する概念である。法務大臣官房司法法制調査部編『〔注釈〕フランス新民事手続法典』（法曹会・1978）72-74頁。先行研究において、「action」は「訴権」または「訴訟追行の行為」と訳されている例もあるが、本稿では、「訴権」と「訴訟追行権」を区別せずに、同じ意味として取り扱う。

⁹ 片山・前掲注（7）（論文1987）3頁以下を参照。

使は禁止されていない¹⁰。しかし、他方で、フランス倒産法は、詐害行為によって総債権者（債権者団体）が被った損害を回復するために、倒産手続の機関にも詐害行為取消権を行使できる権限を付与している¹¹。つまり倒産の場面においては、個別債権者のための詐害行為取消権と総債権者のための詐害行為取消権の両方が並存することになる。

本稿は、倒産手続における詐害行為取消権の処遇という問題に関して、フランス法における取り扱いを明らかにすることにより、日本倒産法における同様の問題への示唆を得ることを目的とする。以下では、まず、フランス法における詐害行為取消権と倒産手続を概観する（一）。また、フランス法は如何なる理由から、詐害行為取消権に係る訴訟が倒産手続の開始により中断せず、倒産手続開始後に個別債権者による詐害行為取消権の行使を許容するに至ったのかを検討する（二）。次に、倒産手続の機関はいかなる場合に民法上の詐害行為取消権を行使できるかを究明する（三）。最後に、詐害行為取消権の個別債権者による行使と倒産手続の機関による行使は如何なる関係にあるのか、その関係についてフランス法における議論の到達点を明らかにした上で（四）、若干のコメントを加えたい（おわりに）。

一 フランスの詐害行為取消権と倒産手続の概観

以下の議論の前提を明らかにするために、まずは、フランス民法典に規定されている詐害行為取消訴訟、及びフランスの法的倒産手続の構造とその機関を概観する。

¹⁰ P.-M. Le Corre, *Droit et pratique des procédures collectives*, 2019/2020.10e éd., Dalloz 2018, n°621.311, p.2094.

¹¹ André Jacquemont et Régis Vabres, *Droit des entreprises en difficulté*, 9e éd., LexisNexis Paris 2015, n°664, p.401.

Françoise Pérochon, *Entreprises en difficulté*, 10e éd., LGDJ 2014, n°1470, p.673-674.

Corinne. Saint-Alary-Houin, *Droit des entreprises en difficulté*, 10e éd., L.G.D.J 2016, n°1151, p.735.

1. 民法上の詐害行為取消権

フランス民法典1341-2条は、「債権者は、その名義において、その債務者がなした自らの利益を詐害する行為が自分に対抗できないと宣言してもらうよう裁判所に求めることができる。②その行為が有償行為である場合、債権者は、契約の相手方たる第三者（受益者）が詐害性を認識していたことを証明しなければならない。」と規定している。つまり、フランスの詐害行為取消権は、「支払不能 [insolvabilité]」¹²になった債務者による詐害行為より前の原因に基づいて債権を取得した債権者へのみ付与される訴権である。詐害行為取消訴訟は、原則として、受益者又は転得者を被告とする訴訟である。なお、詐害行為取消権の行使要件ではないが、訴訟係属中に、取消債権者は債務者を訴訟への引込み／呼び出し [mise en cause] ができると解されている¹³。

また、詐害行為取消権の効果については、取消請求が認められた場合、その「対抗不能」の効果が取消債権者へのみ生じると一般的に理解されている¹⁴。フランス法において、「対抗不能」という概念は様々な場面で論じられているが、倒産手続における詐害行為取消権行使の可否という問題との関係では、「対抗不能」は次の三つの意味を有する。

(1) まず、詐害行為の取消請求が認められた場合、逸出財産を債務者財産に取り戻す必要はなく、取消債権者は受益者の手元に置いたまま財産売却を求めることができる。つまり、取消債権者は裁判所に対し対象財産に対する強制売却 [vente forcée] を求める権限を有することになる¹⁵。その結果、取消債権者は財産売却によって自ら債権回収を図ることができる。この点から見ると、「対抗不能」の終局的意義は、取消

¹² Cass. com. 10 juill. 2012, n°11-19664 NP. 実務において、詐害行為取消権を主張する取消債権者は、債務者が明らかに支払不能の状態に陥ったということを証明できなければ、詐害行為取消請求が認められない。

¹³ François Terré, Philippe Similer, Yve Lequette, François Chénéde, *Les obligations*, 12e éd, Dalloz 2018, n°1598, p.1665-1666.

¹⁴ フランスのパウルス訴権における「対抗不能効」の効果に関しては、片山・前掲注(7)(論文1987)3頁以下が詳しい。

¹⁵ Civ. 1^{re}, 12 juill. 2005, n° 02-18298 P. D. 2005. 2653, note P.-Y. Gautier.

債権者に対して差押債権者に相当する権限を与えることにあるといえる。なぜなら取消債権者は自ら強制売却の申立てを行わなければ、債権回収をすることはできないからである¹⁶。

（２）また、詐害行為取消権の「対抗不能」は、取消債権者に限って認められている効果である。これは、いわゆる対抗不能の相対的な効果〔*effet relatif*〕であり、訴訟に参加しなかった債権者に既判力〔*autorité de chose jugée*〕¹⁷が及ばないということを意味している。そのため、原則として、取消債権者以外の債権者がその詐害行為取消訴訟の勝訴判決を援用することはできない。ただし、紛争解決の効率性を考慮するために、判決の効力は強制競売による財産売却の相手方たる落札者（買受人）に拡張できるとされている¹⁸。なお、取消債権者が敗訴した場合でも、他の債権者は同一の行為を対象として取消しを請求することができる。

（３）さらに、対抗不能の効果が認容されても、債務者と受益者との契約又は合意の効力は維持される。それは、対抗不能に基づいて下された財産売却の決定は、債務者と受益者の間に形成した合意に対して既判力を有しないからである¹⁹。したがって、債務者が処分した財産が取消債権者によって強制売却された場合、受益者は、有効な契約に基づいて債務者に対して損害賠償を求めることができる。

２．フランス倒産手続とその機関

¹⁶ 本文の一、１．（２）で述べているように、他の債権者が判決効に拘束されないため、判決の結果に不服として改めて詐害行為取消権を提起することができる。このように、フランスでは、詐害行為取消の事案において判決手続と執行手続が分けられている。対抗不能の効果は、取消債権者に差押債権者の地位を付与することにとどまっている。

¹⁷ フランス法における「既判力」という概念に関する近時の研究として、フレデリック・フェラン（著）芳賀雅顯（訳）「フランス既判力論の不明確さと矛盾」法律論叢91巻第１号（2018）414頁以下がある。

¹⁸ Cass. civ. 3^e, 20 mars 1996, n° 94-14665. Cass. civ. 1^{re}, 29 janv. 2002, n° 98-20155 P. D. 2002, 2153, note G. François. D.2002. Somm. 2505, obs. B. Mallet-Bricout. Civ. 1^{re}, 12 juill. 2005, n° 02-18298 P. D.2005. 2653, note P.-Y. Gautier.

¹⁹ Com. 14 mai 1996, n° 94-11124 P. Bull 1996 IV n° 134 p. 117.

(1) フランスの法的倒産手続の概要

倒産手続における詐害行為取消権の行使の可否という問題を検討するに先だち、フランスの倒産手続とそれぞれの開始要件を概観する。現行法の下でのフランスの企業倒産手続は、大きく分けると、再建型の企業救済手続（企業保護手続）〔procédure de sauvegarde〕、裁判上の更生手続〔redressement judiciaire〕及び清算型の裁判上の清算手続〔liquidation judiciaire〕という三つの制度が存在する²⁰。

企業救済手続は、債務者企業の支払停止〔cessation des paiements〕より前²¹に、債務者の申立てのみによって開始される手続である（フランス商法典 L.620-1条以下参照）。企業救済手続の創設により、早期に企業再建を図ることが可能となっている。なお、2010年10月22日法律 2010-1249号によって、長期間の再建型倒産手続に存在する事業毀損・高額コストの欠点を抑制するために、金融機関についての特別規定として、「金融債務迅速救済手続」〔SFA: sauvegarde financière accélérée〕が設けられている（同法典 L. 628-1条以下参照）。

裁判上の更生手続は、債務者企業が支払停止になった後に利用できる手続である（同法典 L.631-1条、L.631-4条参照）。ただし、調停手続〔procédure de conciliation〕の申立てがなされていない場合には、債務者は支払停止後45日以内に裁判上の更生手続の申立てをしなければならない。企業救済手続と異なり、債務者のみならず、債権者も裁判上の更生手続の申立てをすることができる。

²⁰ フランス企業倒産法制とその沿革については、マリーエレーヌ・モンセリエ＝ボン（著）荻野奈緒＝齋藤由起（訳）「フランス倒産法概説（一）（二）（三・完）」阪大法学65巻4号、5号、6号（2015-2016）157頁以下、及び、拙稿「フランスの企業倒産手続における経営者責任（1）」北大法学論集67巻5号（2017）127-157頁を参照。なお、フランスでは、消費者は個人多重債務処理手続〔procédure de surendettement〕の申立てをすることができる。多重債務処理手続について、町村泰貴「フランス消費者倒産の実務（上）（中）（下）」商学討究47巻2・3合併号253頁以下、後藤卷則＝野澤正充＝町村泰貴＝柴崎暁「フランスの消費者信用法制」（クレジット研究・2002）88頁以下を参照。

²¹ 債務者企業は自ら経営の窮地に陥ったことを証明できれば企業救済手続の利用が可能である。

裁判上の清算手続の開始は、債務者企業の支払停止、及び明らかに裁判上の更生手続が利用できないことが要件とされている（同法典 L.640-1 以下参照）。企業救済に関する2005年7月26日の法律第2005-845号（以下、「2005年法」という）は、中小企業に限って適用可能な「簡易清算手続〔liquidation judiciaire simplifiée〕」を設けた（同法典 L.644-1 以下参照）。簡易清算手続は、伝統的な裁判上の清算手続に加えて、迅速性と経済性を重視する新たな裁判上の清算手続の一つとされている²²。

このように、フランスの企業倒産法制には様々な手続が設けられている。しかしながら、倒産手続における詐害行為取消権行使の可否という問題は、倒産手続が再建型か清算型かによってその結論が変わるというよりは、むしろ債務者の詐害行為が行われた時期、債務者の支払不能の有無、債権の発生時、債務者の支払停止日等によって判断されている。そのため、議論の便宜上、以下では、企業救済手続、裁判上の更生手続と清算手続という三つの手続を区別せずに、「倒産手続」という場合がある。

（２）フランス倒産手続の機関

フランスでは、1985年1月25日の法律第85-98号（以下、「1985年法」という）²³以前には、倒産手続の中心的役割を担う主体は、破産管財人〔syndic〕のみであった。1985年法による改正では、倒産手続の機関に関して大きな見直しが行われ、単一の管財人制度が廃止された。現行法においては、破産管財人の責務は、再建型と清算型に分けて多様な主体によって分担されている²⁴。具体的に、フランスの倒産手続における日

²² 簡易清算手続は、一般の裁判上の清算手続より簡易化された手続として、3ヶ月以内に終結しなければならない。特別な事情がある場合に限り、裁判所の決定によって手続の期間を延長することができる。

²³ フランスの企業の裁判上の更生と清算に関する1985年1月25日の法律第85-98号（Loi n° 85-98 du 25 janvier 1985 relative au redressement et à la liquidation judiciaire des entreprises）の施行と同時に、1967年法は廃止された。1985年法の詳細については、佐藤鉄男＝町村泰貴「1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳（１）（２）（３）（４）」北大法学論集38巻3号4号、39巻1号3号（1988）を参照。

²⁴ 詳細は、佐藤鉄男＝中西正『倒産処理プレイヤーの役割』（民事法研究会・

本の破産管財人に相当する機関としては、企業救済手続と裁判上の更生手続における裁判上の管理人〔AJ: administrateur judiciaire〕又は裁判上の受任者〔MJ: mandataire judiciaire〕²⁵（同法典 L.622-20条1項）、裁判上の清算手続における裁判上の清算人〔LJ: Liquidateur Judiciaire〕（フランス商法典 L.641-4条3項）（以下、「清算人」と略称する）等が存在する。

その他に、企業救済計画及び裁判上の更生計画の適切な実行・遂行を確保するために、裁判所は、数名の計画遂行委員〔commissaire à l'exécution du plan〕を選任することができる。2005年法より、企業救済手続及び裁判上の更生手続において、会社の譲渡計画・更生計画が実行されている間は、総債権者のための訴訟追行権が計画遂行委員にも付与されている（フランス商法典 L.626-25条、L.653-7条参照）。

また、倒産手続の機関がその任務を怠った場合には、債権者の中から指名された監督委員〔contrôleur〕²⁶も、総債権者のための訴訟追行の資格を有すると規定されている（同法典 L.622-20条1項後段、L.651-3条2項参照）。

なお、1985年法の46条（同法典 L.622-20条1項）²⁷においては、倒産手

2017) 445-458頁〔杉本和士〕を参照。

²⁵ フランスでは、再建型倒産手続（企業救済手続または裁判上の更生手続）において、裁判上の受任者の選任が強制的であるが、司法管理人の選任は、被用者20人以上、年間売上高は3,000,000ユーロを上回る会社の再建型倒産手続に限って強制されている（フランス商法典 L.621-4条3項4項、L.631-9条1項、R.621-11条）。再建型倒産手続が裁判上の清算手続に移行される場合、裁判上の受任者が清算人になることも可能であるが、裁判所が裁判上の受任者以外の者を清算人として選任することも可能である。

²⁶ フランス法における監査委員〔contrôleur〕とは、債権者の多数決によって選定された債権者である（フランス商法典 L.621-10条）。2014年法改正以降、（倒産事件）主任裁判官〔juge-commissaire〕は、自ら候補者として申出をした債権者の中から1－5人の債権者監督委員を指名しなければならない。また、債権者の平等を保持するために、五人のうち、少なくとも一人の被担保債権者〔sûreté〕、一人の無担保債権者〔créancier chirographaire〕、場合により一人の賃金労働者が含まれる必要がある。

²⁷ 佐藤＝町村・前掲注（23）では、1985年法46条を、「債権者の名において、債権者の利益のために行動する資格は、裁判所の指名した債権者の代表者のみが

続の機関に対して債権者代表〔représentant des créanciers〕という文言が使用されているため、1985年法の下でフランスの裁判例においてはしばしば債権者代表という用語が用いられている。以下では、これらの倒産手続の担い手を総称して、「倒産手続の機関」という。

（３）疑わしき期間の無効と詐害行為取消権

フランス倒産法においては、その適用範囲、効果などから日本法における否認権と類似の機能を果たすものとして、「疑わしき期間無効〔nullités de la période suspecte〕」（フランス商法典 L.632-1-L.632-4条参照）という制度がある²⁸。フランスでは、疑わしき期間無効は倒産の特別訴権として、その訴えを提起する権限が倒産手続の機関に専属させられている。

いわゆる「疑わしき期間」とは、債務者の支払停止日から倒産手続開始決定（裁判上の更生と裁判上の清算の場合）までの最大18ヶ月間の期間を指す²⁹。その期間において、裁判上の受任者等は、債務者が債権者の債権を害する目的で行った行為の無効を裁判所に申し立てることができる。例えば、無償で動産・不動産を譲渡したり、既存の債務に担保を提供したりすること等は、疑わしき期間無効の対象となる。

有する。②債権者の代表者の訴権により取立てられた金銭は債務者の財産に組み入れられ、企業継続の場合は債務の履行のため定められた方法に従い充当される。」と訳している。なお、本稿では、この先行研究における「債権者の代表者」〔représentant des créanciers〕という文言を「債権者代表」と訳す。また、「行動する〔agir〕」という訳を「訴訟追行」または「訴えを起こす」として理解している。

²⁸ フランスの「疑わしき期間無効〔nullités de la période suspecte〕」という制度は、日本の否認権制度に相当するものであると考えられている。佐藤＝中西・前掲注（23）〔杉本和士〕。稲垣美穂子「対抗要件否認規定における有害性について（１・２）」北大法学論集63巻2号（2012）355-395頁、67巻2号（2016）391-443頁を参照。本稿では、フランスの疑わしき期間無効制度は、日本法における否認権と類似するが、厳密にいうと、性質の異なる制度であると考えている。

²⁹ 企業救済手続（前述一、2.（１）参照）は、債務者の支払停止前に利用できる手続である。当該手続においては、疑わしき期間に相当する期間が設けられていないため、疑わしき期間無効制度（フランス商法典 L.632-1-L.632-4条）に基づいて詐害行為を制裁することができない。

しかしながら、フランスの疑わしき期間無効という制度の適用範囲(後述 図1 参照)は非常に限られており、当該制度のみによって詐害行為から債権者の利益を保護することは不十分である。フランスの倒産手続において、民法上の詐害行為取消権の行使が認められているのは、疑わしき期間以外(企業救済手続における救済計画終結後、ないしは裁判上の更生手続開始後)に行われた詐害行為を規制する必要があるためである。

このような状況を踏まえて、フランス法において、民法上の詐害行為取消権は、その幅広い適用範囲により、倒産手続において、疑わしき期間無効の補完制度として活用されている。

小括

フランス民法典1341-2条に定められている詐害行為取消権は、債務者の支払不能を要件として、債権者が請求できる対抗不能の訴権である。その認容判決によって生じた対抗不能の効果は、取消債権者にのみ及ぶ。その一方で、フランスの法的倒産手続(企業救済手続を除く)は、債務者の支払停止を要件としており、疑わしき期間無効という制度の利用も支払停止日から倒産手続の開始決定までの間に限定されている。

フランスの詐害行為取消権の行使要件と時期や、倒産手続の開始要件等によって形成されている特有の状況は、下記の図1と表1のようにまとめることができる。

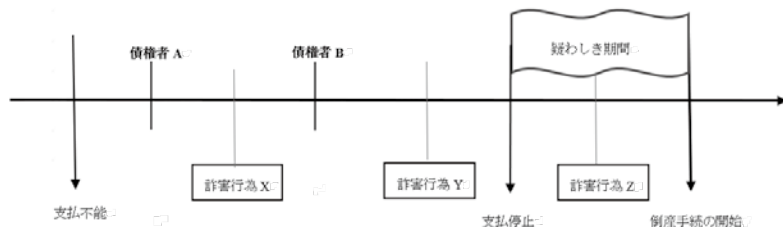


図 1

表 1.

	詐害行為 X	詐害行為 Y	詐害行為 Z
債権者 A	○	○	疑わしき期間無効 優先
債権者 B	×	○	疑わしき期間無効 優先

【○＝詐害行為取消権を行使できる ×＝詐害行為取消権を行使できない】

すなわち、債権者の詐害行為取消権行使の可否は、債務者の支払不能状態の有無、支払停止日や倒産手続の開始日、債権者の債権取得の時期によって決定される。債務者が支払不能の状態に陥った場合、詐害行為 X より前に被保全債権を取得した者（債権者 A）のみが詐害行為 X を対象として、取消請求をすることができる。詐害行為 X より後で、債務者の支払停止前に債権を取得した者（債権者 B）は、法的倒産手続に参加し、債務者財産から配当を受けることができるが、詐害行為 X を対象とする民法上の詐害行為取消権を行使することはできない。これに対して、詐害行為 Y を対象とする場合、債権者 A も債権者 B も詐害行為取消権を行使できる。

なお、詐害行為 Z は、疑わしき期間内に行われているため、詐害行為取消権と疑わしき期間無効との関係³⁰が問題となる。この場合、原則として疑わしき期間無効が詐害行為取消権に優先する。しかし、債権者の利益を保護するために、倒産手続の機関がその責務を怠った場合には、個別債権者による訴訟追行の余地を留保すべきであるという見解がある³¹。この学説は、倒産手続の機関が疑わしき期間無効請求権の行使を怠った場合には、個別債権者による詐害行為取消権の行使が認められるとする。以下では、倒産手続開始後の詐害行為取消権の行使の可否とい

³⁰ 詐害行為取消権と疑しき期間無効との関係を論じるフランス語文献として、C. Pizzio-Delaporte, op. cit., (note 1), p.715 et s. Yve. Guyon, *Droit des affaires*, T.II, 5éd., n°1320. Bernard Soinne, *Traité des procédures collectives*, 2^e éd., Litec, 1995, n°1799. などがある。

³¹ P.-M Le Corre, op. cit., (note 10), n°621.311, p.2094.

Arlette Martin-Serf, obs sous Cass. Com., 3 juin 1997. *Bull.civ.* IV, n°163. *Rev. proc. coll.* 1998.p.154.

C. Pizzio-Delaporte, op. cit., (note 1), n°37 p.729.

う問題を明かにするために、疑わしき期間以外での、個別債権者のパウルス訴権と倒産手続機関のパウルス訴権との関係に焦点を絞って検討を行う。

二 倒産手続における債権者による行使

1. 裁判例

フランスの倒産手続における個別債権者による詐害行為取消権の行使（以下、「詐害行為取消権の個別行使」という）は、1985年法によりその意義が大きく変更されている。以下では、まず1985年法以前の取扱いを検討し、次に1985年法以降の状況を考察する。

（1）1985年法以前の取扱い

前述のように、フランスでは、倒産手続進行中に、個別債権者が自らの名義によって詐害行為取消権を行使することが許容されている。このような取り扱いは、実は20世紀初頭のフランスの判例法理を踏襲したものである³²。例えば、営業財産の賃借〔location-gérance〕に関する【1】**1986年7月22日破毀院商事部判決**³³では、財産の清算手続³⁴が開始されたとしても、倒産手続の機関の意思に反して、債権者団体の中の一人の債権者が個別に詐害行為取消権を行使する権限を有すると判示されている。

このような倒産の局面における詐害行為取消訴訟の効果を明らかにし

³² Cass. Req., 4 mai 1910: S. 1912. I. 561; Cass. civ., 11 juill. 1934 : S. 1936. I. 247; Cass.com., 5 avril 1954: S. 1954. I. 192. 1967年法以降の裁判例として、Cass. Com., 27 mars 1973 : D. 1973. 577, note Derrida; Cass. Com., 14 mars 1974: D. 1975. 124, note J.-P. Sortais; Cass. Com., 16 nov. 1993. *Bull. Civ.* IV, n° 411. などが挙げられる。

³³ Cass. com., 22 juill. 1986. JCP E 1987, II 14948, note Y. Chaput. (同判決では、原因事実が1985年法施行される前に発生したため、1967年法が適用されている)。

³⁴ 1985年法以前のフランス倒産手続には、裁判上の整理〔règlement judiciaire〕と財産の清算〔liquidation des biens〕の二つが存在した。

ているのは、1967年7月13日法律第67-563号³⁵（以下、「1967年法」という）29条である。1967年法29条³⁶は、倒産の局面において、債務者が行った詐害行為は、すべての倒産債権者に対抗できないことを規定していると解されている。同規定を援用し、倒産手続において、債務者の詐害行為は、倒産手続の開始によって形成されてきた債権者団体〔la masse〕³⁷に対抗できないと解されていた³⁸。しかも、1967年法29条は、倒産の局面における詐害行為取消しの訴えを提起できる原告について言及していなかったため、原告が破産管財人である場合だけではなく、債権者である場合にも、倒産手続進行中であれば、その認容判決の効果はすべての債権者に及ぶとされた³⁹。換言すると、1967年法の下で、民法上の詐害行

³⁵ 裁判上の整理、財産の清算、個人破産の制裁および破産罪に関する1967年7月13日の法律第67-563号 (Loi n° 67-563 du 13 juillet 1967 sur le règlement judiciaire, la liquidation des biens, la faillite personnelle et les banqueroutes) については、霜島甲一「1967年のフランス倒産立法改革に関する法文の翻訳（１）（２）（３）（４・完）」法学志林68巻1・2合併号（1971）25頁以下、68巻3・4合併号（1971）74頁以下、69巻1号（1971）69頁以下、72巻1号（1974）102頁以下が詳しい。

³⁶ 1967年法29条は「裁判上の整理または財産の清算を宣告する裁判所は、支払いの停止の日を定める。この日は、判決の宣告から18カ月より前とすることができない。②以下の行為は、支払いの停止の日以降に債務者によってなされたときは、集団に対抗することができない…」と規定している。1967年法の訳については、霜島・前掲注（35）の（１）74頁を参照。

³⁷ 1985年法以前では、倒産手続の開始決定がなされると、債権者の債権額に応じて「債権者団体」が形成される。債権者は個別的に債権回収を図ることができず、団体の形で、決議によって債務者企業の債権債務を整理する。破産管財人は、その団体の代表として、総債権者の利益のために債務者の財産を処分することができる。フランス法において、債権者団体は、法人格のある団体として位置づけられていた。ただし債権者団体は、1985年法の改正後、その法主体性が認められなくなっている。A. Jacquemont et R. Vabres, *op. cit.*, (note 11), n°28, p30-31.

³⁸ C. Pizzio-Delaporte, *op. cit.*, (note 1), n°28 p.724. この点を言及した邦語文献として、山口俊夫『フランス債権法』（東京大学出版会・1986）275頁がある。

³⁹ Cass. Com. 7 juin 1957. Gaz. Pal. 1957. 2, 306. Paris, 3e Ch. B, 9 mai 1980, D. 1980, J. 358.

為取消権の相対的効果（個別効果）は、倒産手続の開始により集团的効果（売却財産の対価をすべての債権者の間に分配する効果）に変化すると解されていた⁴⁰。

フランスでは、倒産手続開始後、一人の債権者が単独で詐害行為取消権を提起し、その訴訟の結果からすべての債権者が受益できるという訴訟様態は、集団訴権の個別行使〔*ut singuli*〕⁴¹の一つと捉えられている。集団訴権の個別行使が認められる場合には、一人の集団の構成員が自ら所属する集団を代表して、第三者に対して法的責任を追及することができる。したがって、フランスでは、集団のための訴権が、場合によって集団の構成員にも付与されていることになる。

つまり、1967年法の下では、倒産手続において、詐害行為取消権の *ut singuli*（すべての倒産債権者が個別債権者の詐害行為取消訴訟によって受益できる）が認められていた。

（2）1985年以降の状況

ところが1981年大統領選挙で社会党党首ミッテランが当選した政治背景に加えて、オイル・ショックの影響で、多くの大型企業が破綻したフランスでは、債権者の利益保護が優先とされていた従来の倒産法を改正する必要性が認識されるようになった。そこで、1985年法は、「債務者企業の保護」、「事業と雇用の維持」、「債務履行の確保」という順序で倒産法制的趣旨を見直す改正を行った。このような社会的情勢の下で、

⁴⁰ Adrienne. Honorat, Droit des faillites (législation de 1967), Redressement et Liquidation Judiciaires. D 1988, somm. p.336-337. note sous Cass. com., 26 janv. 1988. *Bull. Civ.* IV. n°54, p38.

⁴¹ 株主代表訴訟では、一人の株主がすべての株主の利益（会社の利益）を代表して、第三者に対して法的責任を追及することができる。このように、株主個人に会社訴権〔*action sociale*〕を付与し、株主代表訴訟の認容判決によって、会社が賠償金を受け取って、すべての株主がその訴訟から間接に受益できるという訴訟の様態は、集団訴権の個別行使〔*ut singuli*〕の典型である（1804年フランス民法典1843-5 条を参照）。フランスの「*ut singuli*」制度に言及した邦語文献として、古川朋子「フランスにおける会社訴権の個人的行使制度の展開—株主の会社訴権行使権限を中心として—」早稲田法学会誌51巻（2001）338頁、山口俊夫『フランス法辞典』（東京大学出版会・2002）615頁がある。

1985年法において、債権者団体という概念が廃止されるに至った。それとともに、1985年法の46条（フランス商法典 L.622-20条 1 項等）は、全ての債権者の利益のための訴訟追行権は、裁判所が指名した債権者代表（倒産手続の機関）だけが有すると規定した。

その結果、倒産手続において、「債権者団体」が認められない以上、個別債権者が原告となる詐害行為取消訴訟の効果がすべての債権者に及ぶかどうか、債権者が倒産手続において、集団的效果を有する詐害行為取消権を行使できるかどうかについて議論が生じた。この点につき、破毀院は以下のように判示している。

まず、倒産手続における個別債権者による詐害行為取消権行使の可否について、〔2〕1996年10月8日の破毀院商事部判決⁴²において、債権者代表（倒産手続の機関）の集団的利益のための訴訟に対する独占は、債権者の詐害行為取消権の個別行使を妨げないと判示した。

次に、債権者による詐害行為取消訴訟の効果について、下級審では、法改正前と同様に詐害行為取消権の集団的効力（取り戻された財産をすべての債権者に分配する効果）を維持すべきであると判示した裁判例がある⁴³。これに対して、破毀院は、上述〔2〕判決（1996）において、倒産手続が開始されたとしても、債権者の詐害行為取消権が認められた場合、その「対抗不能」の効果は取消債権者にのみ生じると判示した。すなわち、1985年法以降、〔2〕判決（1996）により、詐害行為取消権の事

⁴² Cass. com., 8 oct. 1996, *Bull. civ.* IV, n°227. D. 1997. 87, note F. Derrida. D. 1997, somm 78, obs. A. Honorat, JCP E 1997, n°6/7, J 914, p.27, note Y. Guyon; JCP 1997. I. 4002, n°1, obs. Ch. Jamin et I 4004, n°10, obs. Ph. Pétel, JCP E 1997. II. 988, note M. Behar-Touchais. この判決では、夫婦で共有する不動産を6人の子供に贈与した事件において、債務者たる Allard 氏の裁判上の清算手続開始後に、税金債権者たる徴税吏員は、フランス民法典1167条に基づき、上記の贈与を詐害行為として詐害行為取消訴訟を提起した。裁判所は、倒産手続開始後、清算人に付与されている権限は、債権者による詐害行為取消権を行使する自由を妨げないと判示した。

⁴³ CA Doudai, 17 déc. 1992, et CA Versailles, 28 janv. 1993, *Rev. Proc. Coll.* 1994, p.256, n°13, obs. B. Lemistre.

例において *ut singuli* は認められないことが明らかにされた⁴⁴。同様に、2006年5月30日破毀院民事部判決⁴⁵は、詐害行為が取り消された場合、逸出財産を債務者の下に戻すと判示した控訴裁判所の判断は詐害行為取消権の制度趣旨に反すと判示した。

したがって、1985年法以降、破毀院裁判例では、債権者が提起した詐害行為取消訴訟の集団的効力を否定する立場が示されている。

2. 学説

このように、フランス法においては、これまで一貫して個別債権者による詐害行為取消権の行使が許容されている。ただし、倒産手続における個別債権者の詐害行為取消訴訟の効果については、1985年法の影響の下で、〔2〕判決（1996）により大きく変更されているため、議論の前提が変わってくる。以下では、このような規律はどのような学説によって根拠づけられているのかを考察する。

（1）民法上の訴権説

1985年法による改正以降、詐害行為取消権の個別効果から、倒産手続において許容されている債権者の詐害行為取消権は、民法上の詐害行為取消権そのものであるという見解（以下、「民法上の訴権説」という）が多数説となっている⁴⁶。それは、倒産手続が開始されたとしても、債権者が起こした詐害行為取消訴訟は、倒産手続を受理した裁判所ではなく、一般管轄権を有する裁判所の下で審理されていることから根拠づけられ

⁴⁴ 詐害行為取消権に関する〔2〕判決（1996）以前にも、経営者の填補責任に関する1981年5月25日破毀院商事部判決において、破毀院は、倒産手続において、総債権者の利益を保護するための訴訟追行権は破産管財人に専属するものとして、個別債権者による *ut singuli* を否定している。Cass. Com., 25 mai 1981. D. 1981. 643, 1^{re} esp., note F. Derrida et J.-P. Sortais. D. 1982, I.R., 196, obs. M. Vasseur.

⁴⁵ Cass civ. 1^{re} 30 mai 2006, n°02-13495 P. JCP 2006. II. 10150, note R. Desgorges.

⁴⁶ Pierre-Yves. Gautier, François Pasqualini, L'action paulienne, *Rép. civ.* Dalloz, 2006, n°6, p.2.

B Soinne, *op. cit.*, (note 30), n°1800.

ている⁴⁷。この点に関して、ROUSSEL GALLE⁴⁸も、詐害行為取消権に関する紛争は、フランス商法典 R.662-3に所定の倒産事件を担当する裁判所が審理判断すべきものではないと論じている。このような見解によれば、倒産手続における個別債権者が原告となる詐害行為取消訴訟は、平常時の詐害行為取消訴訟と同一性のあるものであると解される。

（２）民法上の詐害行為取消権を許容する根拠

また、フランス法において、倒産手続において個別債権者が民法上の詐害行為取消権を行使することが許容される理由については、当事者適格及び個別的権利行使停止原則との関係で議論されている。

ア、当事者適格

まず、倒産手続の開始により、一般的には、債務者の自らの財産に対する管理処分権は倒産手続の機関に剥奪される（権利剥奪の効果〔dessaisissement〕）。それゆえ倒産手続開始後は倒産債務者の権利が剥奪されている以上、倒産債権者が倒産債務者の債権を代位行使し、第三債務者に対して訴訟追行することはできなくなると解されている。これは、フランス法において、債権者代位権が債権回収を怠った債務者の代わりに債権者に付与されている訴権として捉えられているからである⁴⁹。言い換えれば、債権者代位権が認められると、債務者の当事者適格が債権者に移転することになる。これに対して、詐害行為取消しの事案では、自ら詐害行為（財産処分行為）を行った以上、債務者は当該行為の取消しを求める訴訟の原告にはなれない⁵⁰。そのため、債権者代位権と異なり、詐害行為取消権は、債務者の受益者に対する請求権の有無と

⁴⁷ 詐害行為取消訴訟の管轄裁判所に関して言及した2015年6月16日破毀院商事部判決がある。Com. 16 juin 2015, n°14-13970, P IV; n° 588 F-P + B, JCP E 2015, Chron. 1422, note Ph. Pétel. *BJE* 2015, 374, note L. Sautonie-Laguionie.

⁴⁸ Ph. Roussel Galle, L'action paulienne ne relève pas du tribunal de la procédure collective, *Bulletin d'Actualité des Greffiers*, n° 88, juillet 2015.

⁴⁹ Fernand Derrida, Pierre Godé, Jean-Pierre Sortais, *Redressement et liquidation judiciaires des entreprises*, Dalloz 1991, n°375, p. 250.

⁵⁰ Yve. Guyon, Exercice individuel de l'action paulienne en cas de procédure collective, note sous Com. 8 oct. 1996, n°93-14.068; JCP E 1997, n° 6/7, J 914, p.27-29.

無関係に、債権者の独自の訴権となる。したがって、フランス法においては、詐害行為取消訴訟の原告適格⁵¹は債権者に帰属しており、倒産手続の開始により、係属中の詐害行為取消訴訟が中断されたり、債権者の原告適格が倒産手続の機関に受継されたりすることはない。

イ、個別的権利行使停止原則の実質

以上の当事者適格に対する考え方を基礎にすれば、倒産手続開始後、債権者による詐害行為取消権の個別行使も可能となる。確かに、債権者平等と倒産手続の迅速性という目標を図るために、フランス商法典では、倒産手続開始後、債権者による個別的権利行使の停止 [arrêt/suspension des poursuites individuelles]⁵²に関する規定（フランス商法典 L622-21条、L631-14条 1 項、L641-3条 1 項）を設けている。しかしながら、詐害行為取消権は、個別的権利行使の停止という原則の例外とされている⁵³。

フランス法における個別的な訴訟追行の停止の原則は、倒産手続における集団原則 [discipline collective] の一側面と考えられている⁵⁴。とこ

⁵¹ C. Pizzio-Delaporte, *op. cit.*, (note 1), n°39 p.729.

⁵² フランス倒産法においては「個別的権利行使の停止」という原則がある。フランス語の arrêt/suspension を直訳すると、「禁止」ではなく、「停止」になるが、本稿では、同原則を日本法で論じられている「個別的権利行使禁止の原則」と同じ意味として理解している。

⁵³ Serge Guinchard, *Droit et pratique de la procédure civile 2017-2018*, 9e éd. Paris. Dalloz 2016, n°102.201, p.33.

Ph. Delebecque et M. Germain, *Traité de droit commercial*, T2, 17^e éd., L.G.D.J., 2004. n°2975.

F. Derrida, P. Godé, J-P. Sortais, *op. cit.*, (note 49), n°525, p. 394, note 2365.

詐害行為取消権は個別的権利行使停止の原則に服さないことを判示した裁判例として、Cass. com., 16 mars 1974, D. 1975. 124, note J-P. Sortais, 13 mars 1975, D. 1976. 161, note F. Derrida. Cass. com., 2 nov. 2005, LPA 2006, n° 230, p. 14, note S. Jambort; *Act. proc. coll.* 2005/19, comm. 237, obs. J. Vallansan. 等がある。

⁵⁴ François Pérochon, Le discipline collective., P- M. Le Corre, *Les grands concepts du droit des entreprises en difficulté*, Dalloz 2019, p.1 et s. 集団原則は、金融債務迅速救済手続 (SFA) を除き、すべての法的倒産手続において適用さ

ろで、フランス法上の倒産手続における個別的権利行使停止の原則は、一般的に、債務者の責任財産から個別的債権回収を図る訴訟又は行為を規制するルールであると解されている⁵⁵。具体的に、①債務者に金銭の支払を求める請求、②金銭債務不履行による契約解除の請求（同法典 L622-21条Ⅰ）、③債権者による債務者の動産又は不動産に対する執行手続や配当手続の申立て（同法典 L622-21条Ⅱ）などは、債務者に対する個別的債権回収行為とされ、倒産手続においては停止されることとなる。

しかし、これらの訴訟とは異なり、詐害行為取消訴訟は受益者や転得者を被告として、詐害行為の取消しを訴訟物〔objet〕としているものである。詐害行為取消権は、金銭の支払いを目的とする賠償訴権〔action en indemnité〕又は支払訴権〔action en paiement〕ではなく、対抗不能訴権〔action en inopposabilité〕と位置づけられている⁵⁶。それに加えて、詐害行為取消権の事案においては、積極的に債権者の利益を害する意図で詐害行為を行った債務者を制裁するため、取消請求が認容された場合には逸出財産を債務者財産に戻すべきではないと解されている⁵⁷。

つまり、フランス法における詐害行為取消訴訟は、債務者の財産の管理処分に関する訴訟ではないと位置づけられ、倒産手続における債務者財産の換価処分などを遅延する結果をもたらすものではない。それゆえ、詐害行為取消権の行使は、個別的権利行使の停止という原則の例外とされている。

（３）特別訴権説

倒産の局面において許容されている債権者の詐害行為取消権は、倒産手続のための特別訴権であると指摘している見解もある（以下、「特別訴権説」という）。例えば、GUYON は、個人利益が特定しにくいところ、倒産手続の機関がその責務を怠った場合にのみ債権者に個別的訴訟追行の権限を与えるというところから、倒産の局面における同訴権は特

れている。

⁵⁵ C. Saint-Alary-Houin, *op. cit.*, (note 11), n°692, p.435-436.

⁵⁶ A. Jacquemont et R. Vabres, *op. cit.*, (note 11), n°662, p.400. C. Saint-Alary-Houin, *op. cit.*, (note 11), n°696, p.440.

⁵⁷ P.-Y. Gautier, F Pasqualini *op. cit.*, (note 46), n°6, p.2, n°94, p.15 et s.

別訴権として捉えている⁵⁸。

なお、倒産の場合の債権者の詐害行為取消訴訟の効果は、平常時の詐害行為取消権の個別効果と同一になっていることから「民法上の訴権説」を支持しつつ、「特別訴権」とする考えもあり得るという見解がある⁵⁹。このような考え方は、自らの債権を申告した倒産債権者のみが倒産手続において詐害行為取消権を行使できると判示した2008年6月10日破毀院商事部判決⁶⁰に依拠している。

(4) 詐害行為取消権行使の効果について

詐害行為取消権の効果については、まず、上述の裁判例を踏まえて、〔2〕判決(1996)以降、倒産手続においても個別債権者によって提起された詐害行為取消訴訟の効果は民法上の個別効果と同一になっていると論じる見解が多数となっている。具体的に、1967年法の下での集团的効果は、債権者団体の概念と繋がっていたため、1985年法による債権者団体概念の廃止に伴い、債権者の詐害行為取消訴訟の効果は個別効果に変更されたと考えられている⁶¹。これに対して、1985年法での「債権者のグループ」の概念によって、個別債権者が原告となる詐害行為取消訴訟の効果がすべての債権者に及ぶと同様に解釈できるため、従来の裁判例における集团的効果を維持すべきであるとする見解もある⁶²。

この点については、手続法の観点からその合理性を論じている見解がある。特に本稿の問題関心との関係で重要なのは、DERRIDA は、訴訟当事者の利益保護という観点から個別効果への変更を支持していることである。彼は、仮に取消請求が認められた場合、逸出財産が債務者のところに戻され、債権者間で分配するということになると、債務者にのみ

⁵⁸ Y. Guyon, *op. cit.*, (note 50), p.28.

ただし、GUYON は、詐害行為取消しの利益がすべての債権者に及ぶ取り扱いが個別債権者の権利行使の意欲を減退する結果をもたらすという理由から、〔2〕判決(1996)の結論(個別効果)に賛成している。

⁵⁹ C. Saint-Alary-Houin, *op. cit.*, (note 11), n°866, p.561.

⁶⁰ Cass. Com., 10 juin, 2008, n°06-21112, *RTD com.* 2008, p.861, obs. Arlette Martin-Serf.

⁶¹ F. Derrida, P. Godé et J.-P. Sortais, *op. cit.*, (note 49), p. 158.

⁶² B. Soinne, *op. cit.*, (note 30), n°1802.

有利な結果がもたらされ、実際に弁護士費用などを負担した債権者の訴訟上の利益が侵害されることになる」と指摘している⁶³。

小括

1985年法以降、倒産手続が開始されたとしても、個別債権者の詐害行為取消請求が認容された場合、その対抗不能の効果は取消債権者にのみ生じると解することで、裁判例と学説の見解は一致する傾向が示されている。つまり、現行法の下での倒産の局面においては、前述した *ut singuli*（倒産債権者が個別債権者の詐害行為取消訴訟によって受益できる）はもはや詐害行為取消権の事例に適用できなくなっている。そのため、債権者の集団的利益のための訴訟追行は倒産手続の機関に専属することになっている（前述した1985年法46条参照）。

ところが、倒産手続において債権者による詐害行為取消の本質に関しては、大きく2つの学説に分かれている状況である。民法上の訴権説が多数となっているが、倒産法上の特別訴権説も存在する。これらの学説は、後述する倒産手続の機関による詐害行為取消権の行使という問題とも関連してくる。

結論として、フランスでは、民法上の詐害行為取消訴訟の原告適格が、倒産手続の開始により倒産手続の機関に移転するとされておらず、倒産手続開始後においても債権者による詐害行為取消権の行使が認められている。これは、①詐害行為取消権は債権者の独自の訴権であること、②詐害行為取消訴訟は、債務者の財産の管理処分に関する訴訟ではないこと、から根拠づけられている。このような理由付けは、債権者団体の法主体性を認めない日本倒産法ないしこれから施行される改正民法（債権法）に少なからず示唆を与えると考えることができよう。

〔未完〕

⁶³ Fernand Derrida, Redressement et liquidation judiciaires : au regard de l'action paulienne, la masse des créanciers est bien morte, *LPA* 1996, n°153, p 28.

*この論文は、平成30年度科学研究費補助金(研究活動スタート支援)「フランス倒産手続と債権者個別訴訟との関係」課題番号18H05645による研究成果の一部である。